



子育て支援の充実（施策1-1-1）

【目指す姿】

妊娠期からの切れ目のない子育て支援や多様な市民ニーズに対応した子育て環境が充実し、安心して子どもを産み育てています。

《取組方針》

妊娠期からの子育て支援 1111

妊娠・出産・育児等に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てられるよう、妊産婦への健康診査や親子の健康相談など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援や地域の身近な場所で子育て中の親子が集うことのできる居場所の整備を行います。

また、子どもの医療費の助成などの各種助成制度による経済的な支援の充実など、子育て家庭に対するサポート体制の充実に取り組みます。

子育て環境の充実 1112

共働き世帯の増加や保護者の就業形態・就労時間の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育士の確保などによる待機児童の解消、一時預かりや病児保育等の保育サービスの充実、放課後児童クラブの拡充などに取り組みます。

また、使いやすく安全・安心な教育・保育の環境を確保するため、トイレの洋式化や長寿命化改修など、教育・保育施設の整備を行います。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
産後2か月までの産婦・乳児に対する相談支援率	99.5% (R4)	100%	↑
保育施設等の待機児童数	12人 (R5)	0人	↓

【主な取組事業】

◎ 妊娠期からの子育て世代包括支援事業

妊娠期から子育て期にわたる子育て世帯の様々なニーズに対応するため、ワンストップ拠点において総合的相談支援を提供し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組めます。

◎ 不妊治療支援事業

子どもを望む夫婦の不妊治療や不育症検査に対する経済的・精神的な負担を軽減するため、費用の助成や関係機関と連携した不妊・不育に関する相談支援に取り組めます。

◎ 保育士確保対策事業

不足傾向にある保育士を確保し、待機児童の解消と保育サービスの充実を図るため、潜在保育士への就職支援や保育職場におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の推進などに取り組めます。



はじめてのパパママ教室



保育所での保育



子どもの成長への支援（施策1-1-2）

【目指す姿】

子どもの発達段階に応じた心身の成長への支援や包括的な相談支援、社会全体での見守りにより、全ての子どもが、子どもらしく、健やかに成長しています。

《取組方針》

心身の成長への支援 1121

子どもの健康と発育を確認するため、乳幼児に対する健康診査を実施し、疾病の早期発見や発達状況の把握など、発達段階に応じた支援に取り組みます。

また、子どもの豊かな人間性を育むため、教育・保育施設に対し、絵画や造形等の専門家である芸術士や運動遊びを指導するスポーツ士を派遣し、幼児期からの子どもの創造力や運動習慣の形成などに取り組みます。

さらに、子どもが安全・安心して集うことのできる居場所や様々な体験・交流の機会が提供できるよう、こども未来館や放課後子ども教室、子ども食堂等を活用した、子どもの成長段階に応じた健全な遊びと学びの機会や居場所の充実に取り組みます。

配慮を要する子どもへの支援 1122

子育てや複雑化する家庭内の問題に関し、SOSを発信しづらい子どもや家庭を支援するため、児童相談体制の充実強化やヤングケアラーへの支援を行います。

また、社会福祉協議会や民生委員、事業者等と連携を図りながら、地域における子どもの見守り体制を構築します。

さらに、発達障がいがある子どもや医療的ケアを必要とする子どもが、安心して教育・保育施設を利用し、成長・自立していくことができるよう、支援員の配置など、教育・保育施設の受入体制の充実に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
1歳6か月児健康診査の受診率	96.7% (R4)	97.0%	↑
身近に子育ての相談ができるところがあると感じている市民の割合	76.7% (R4)	90.0%	↑

【主な取組事業】

◎ スポーツ士派遣事業

幼児期からの運動習慣の形成や体力の向上を図るため、専門家であるスポーツ士を市内の教育・保育施設に派遣し、子どもの基礎的な運動遊びの実践や保育教育士等を対象とした実技指導、親子運動教室の開催などに取り組みます。

◎ ヤングケアラー支援事業

学業や友人関係などに影響が出ているヤングケアラーを早期に発見し、負担軽減を図るため、ヤングケアラーの社会的認知度の向上やヤングケアラーの把握、支援につなげる体制づくりに取り組みます。



1歳6か月児健康診査



ヤングケアラーの認知度向上研修会



地域共生社会の構築（施策1-2-1）

【目指す姿】

地域住民が世代や介護・障がい・子育て等の分野を超えてつながり、助け合いながら、一人一人が生きがいを持って暮らしています。

《取組方針》

包括的な支援体制の充実 1211

住み慣れた地域で介護や育児等の困りごとを抱えている人に対し、民生委員や基幹相談支援センター等の専門支援機関と連携した支援を行うため、「まるごと福祉相談員」の配置や「つながる福祉相談窓口」の設置に取り組みます。

また、多様化、複雑化する福祉ニーズに対し、分野を超えて一体的に地域で支え合えるよう、高齢者等に対する生活支援等の地域サービスを提供する担い手の確保・育成に向けた活動の支援など、社会福祉関係団体や地域の関係者がつながり、支え合う体制づくりを推進します。

地域福祉を支える環境の充実 1212

一人暮らし高齢者や障がい者、登下校時の子ども等、支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう、民生委員・児童委員の充足や資質の向上に取り組みます。

また、災害が発生した時に、誰もが円滑・迅速に避難することができるよう、高齢者や障がい者等、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人の名簿（避難行動要支援者名簿）、また、その名簿に基づき、一人一人の避難場所や避難方法、避難支援者等を、あらかじめ決めておくための計画（個別避難計画）の作成を促進します。

さらに、支援を必要とする人が各種福祉施設や自宅で質の高い安定した福祉サービスの提供が受けられるよう、引き続き、社会福祉法人等に対して、相談や指導監督等を行い、社会福祉法人等の適正な運営を促進します。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
アウトリーチにより地域で課題を抱える人に対応した件数	731件(R4)	916件	↑
共助の体制が構築されている地域の割合	—	29.5%	↑

【主な取組事業】

◎ ほっとかんまち高松づくり事業（高松型地域共生社会構築事業）

介護・障がい・子育て等の分野をまたぐ困りごとにも柔軟に対応し、困りごとを抱えている人に寄り添った支援が行えるよう、各種相談支援機関等のネットワークの強化や多様なつながりが生まれやすくするための環境整備に取り組みます。

◎ 共助の基盤づくり事業

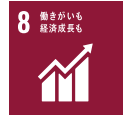
年齢や性別、生活環境等にかかわらず、多様化・複雑化した課題への、介護・障がい・子育て等の分野を超えた一体的な支援を行う、重層的支援体制を構築するため、生活支援等の地域サービスの担い手の確保・育成に向けた活動の支援に取り組みます。



つながる福祉相談窓口での相談



地域での支え合い活動
(民生委員による訪問)



高齢者福祉の充実（施策1-2-2）

【目指す姿】

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、地域全体で支える環境が整い、安心して暮らしています。

《取組方針》

介護予防の推進 1221

高齢者が、食事や歩行等の基本的な身体機能を維持し、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていけるよう、介護予防に関する情報の発信や生活を支える支援の充実、生活習慣病・フレイル予防の取組を推進します。

また、介護予防や健康増進、子どもを交えた世代間交流の場など、高齢者が気軽に集うことができる居場所づくりの活動の支援を行います。

生活支援サービスの充実と社会参加の促進 1222

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、孤立することなく住み慣れた地域で生活することができるよう、医療・介護分野の関係機関の連携強化や地域住民等による高齢者の見守り、住民主体の支え合いサービスの提供体制の整備を支援します。

また、高齢者が、それぞれの生き方や介護ニーズに適合した住まいを選択できるよう、安全に安心して暮らし続けることができる住まいの情報発信に取り組みます。

さらに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの運営を継続的・安定的に行うため、民間活力をいかし、サービスの充実を図ります。

認知症対策の推進 1223

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症サポーター養成講座の開催による認知症に関する正しい理解の増進、相談支援体制の充実、認知症の早期発見、適切な医療や介護に結び付けるための支援、財産管理や日常生活に不安がある人の権利擁護の推進など、認知症の人とその家族への支援に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
介護・支援を必要としていない高齢者の割合 (自立高齢者率)	78.8%(R5)	78.8%	↑
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	55,850人(R4)	66,700人	↑

【主な取組事業】

在宅医療・介護連携推進事業

地域の高齢者に対し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、在宅医療や介護に携わる関係者間で情報の共有や連携の強化を図り、地域の実情に応じた医療と介護のネットワークの構築に取り組みます。

◎ 地域包括支援センター体制整備事業

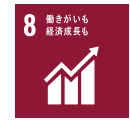
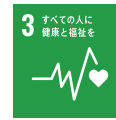
地域住民の保健医療、福祉の包括的な支援ニーズが多様化・複雑化していく中、地域包括支援センター機能強化を図るため、官民連携による委託モデル事業の結果を踏まえ、高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援、介護予防ケアマネジメント、認知症対策等、更なるセンターの体制整備に取り組みます。



高齢者の居場所での活動



認知症カフェでの活動



障がい者福祉の充実（施策1-2-3）

【目指す姿】

障がいのある人に対する市民の理解が深まり、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らしています。

《取組方針》

自立の促進 1231

障がい者が適切な意思決定等を行い、その人らしい自立した生活が送れるよう、相談支援体制や提供するサービスの充実、雇用・就労環境の整備など、一人一人の特性に配慮した適切な支援を行います。

また、基幹相談支援センターや高松圏域自立支援協議会等の関係機関と連携を図りながら、障がい者のライフステージに応じた相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ、専門人材の確保・育成、地域の体制づくりなど、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築します。

社会活動への参加促進 1232

障がい者がその有する能力を最大限に発揮し、より積極的に社会活動に参加することができるよう、就労の機会の提供や多様なコミュニケーション手段の普及・利用の促進、スポーツや文化芸術活動への参加の機会の提供を行います。

また、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となる要因を取り除き、障がい者が地域で安全・安心に暮らせるよう、事業者等と連携を図りながら、障がいを理由とした差別の解消、点字メニュー、簡易スロープ、手すりの設置など、合理的配慮の提供を推進します。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
障がい福祉サービス等を活用した人の割合	52.0% (R4)	60.0%	↑
障害者福祉施設から一般就労への移行人数	67人 (R4)	86人	↑

【主な取組事業】

障がい者地域生活支援推進事業

障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、障害福祉サービス事業所との連携ネットワークを活用し、障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援など、障がい者の地域生活への移行・定着の支援に取り組みます。

障がい者就労支援促進事業

障がい者の積極的な社会活動への参加を促進するため、ハローワーク高松等の関係機関と連携を図りながら、障がい者の雇用に対する市民・事業者の理解を深めるための啓発や障がい者を雇用する事業者への支援、障がい者の就労促進に取り組みます。



基幹相談支援センターでの相談



障がい者の社会参加活動



生活におけるセーフティネットの確保（施策1-2-4）

【目指す姿】

様々な事情により生活に困窮している人が、社会保障制度に基づき、安心して日々の暮らしを送っています。また、経済的な困難を抱える人が、個々の状況に応じた支援制度等により自立した生活を送っています。

《取組方針》

公的保険制度の適正な運営 1241

市民が安心して医療・介護サービスを利用することができるよう、国民健康保険と介護保険における保険料の賦課・徴収や保険給付を適正に行います。

また、高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、香川県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の適正な運営の支援、高齢者の健康づくり・介護予防の一体的な取組を推進します。

さらに、市民が必要とする公的保険制度の給付を受けることができるよう、医療保険、介護保険、国民年金に関する制度内容について、積極的に周知啓発を行います。

生活困窮者への自立支援の充実 1242

経済的な理由により、生活困窮の状態にある市民が、早期に自立することができるよう、ハローワーク高松等の関係機関と連携した就労支援や住居確保の支援、学習環境が整っていない子どもに対する学習環境の提供支援などに取り組みます。

また、生活困窮者が健康や家計等の管理・改善を図ることができるよう、生活習慣や日常生活の相談、必要な情報提供など、専門的な助言・指導を行います。

生活保護制度の適正な運用 1243

生活保護受給者の早期の経済的自立を支援するため、ハローワーク高松等の関係機関と連携を図りながら、一人一人の実情に応じて支援計画を作成するなど、きめ細かな相談・支援ができる体制の充実に取り組みます。

また、高齢や病気等で経済的な自立が困難な人が、地域で安心して生活することができるよう、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、国が定める健康で文化的な最低限度の生活保障に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
国民健康保険の被保険者1人当たりの保険給付費	398千円(R4)	431千円	↓
就労支援をした生活困窮者のうち、就労につながった人、収入が増加した人の割合	57.6%(R4)	75.0%	↑

【主な取組事業】

国民健康保険保健事業

国民健康保険被保険者の生活習慣病等の発生の未然防止や早期発見による重症化・長期化の防止、健康の保持・増進を図るため、健診や特定保健指導等に取り組みます。

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が早期に自立することができるよう、ハローワーク高松等の関係機関と連携した就労支援や住居確保の支援など、包括的で継続的な支援に取り組みます。



介護保険制度に関する相談



自立支援に向けた相談



健康づくりの推進（施策1-3-1）

【目指す姿】

市民一人一人が自分や家族の健康の大切さを認識し、ライフステージ、ライフスタイルに応じた健康づくりに主体的に取り組むことで、健康寿命が延び、生涯を通じて健康的な生活を送ることができています。

《取組方針》

健康増進のための環境整備 1311

市民が主体的に心身の状態に応じた健康づくりに取り組むことができるよう、健康状態の把握や健康に関する正しい知識の習得など、健康づくりに関する意識啓発に取り組みます。

また、市民が健康的な日常生活を送ることができるよう、メタボリックシンドローム、メンタル面の不調、ロコモティブシンドローム等、健康課題に対する意識啓発や健康教育・相談の体制の充実に取り組みます。

生活習慣病の予防対策の充実 1312

市民の健康的な生活習慣への意識を高め、その実践につなげていくため、各種健（検）診の受診の必要性について、継続的に意識啓発に取り組みます。

また、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDを始めとする生活習慣病の発症・重症化を予防するため、市民が自身の健康状態を自覚し、生活習慣を改善する自主的な取組を継続的に行うことができるよう、食事や運動など生活習慣の改善の啓発に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
運動習慣がある市民の割合	—	36.9%	↑
自分が健康と感じている市民の割合 (主観的健康観の維持向上率)	77.7% (R5)	80.0%	↑

【主な取組事業】

地域保健推進事業

市民の健康づくりを推進するため、ウォーキング等運動教室の開催や地域と連携した健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。

がん対策推進事業

がんの予防・早期発見・早期治療により、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延伸を図るため、がん予防の普及啓発とがん検診の受診勧奨に取り組みます。



ウォーキング運動教室



胃がん集団検診(検診車)



医療体制の充実（施策1-3-2）

【目指す姿】

夜間・休日の初期医療や救急医療を含む地域医療体制が維持され、適切な医療を受けられる機会が確保されています。また、市民が医療体制を理解し、適切な受診行動をとっています。

《取組方針》

地域医療体制の充実 1321

市民の健康と暮らしの安全を守るため、高松市医師会等の関係機関と連携を図りながら、持続可能な地域医療体制を維持します。

また、患者が安全に安心して医療機関等を受診することができるよう、医療機関等へ立入検査を行い、人員配置の状況や施設の構造等が不適正な場合は、指導等を通じて改善を図ります。

さらに、医薬品、医療機器等の品質や有効性、安全性を確保し、安全に使用できるよう、許認可申請・届出時と立入検査時における指導を徹底します。

救急医療体制の充実 1322

休日・夜間において急病患者へ適切な医療を提供することができるよう、夜間急病診療所の適切な運営、休日診療を行う在宅当番医の確保、夜間における重症患者の受入体制の確保などに取り組みます。

また、救急医療機関の負担軽減を図るため、市民に対し、症状に応じた適切な受診を促す啓発活動やかかりつけ医への受診の推奨を行います。

市立病院の充実 1323

みんなの病院において、持続可能で質の高い医療提供体制を構築するため、地域の医療機関との機能分化・連携強化の推進や救急医療、がん医療、感染症医療、災害時における医療、地域包括ケア等の後方支援機能を強化します。

【成果指標】

指標名	現況値	目標値(R8)	目指す方向
立入検査を行った医療施設のうち、違反が認められた施設の割合	22.7% (H31)	22.0%	↓
地域医療機関からみんなの病院への紹介率	73.6% (R4)	75.0%	↑

【主な取組事業】

夜間急病診療所運営事業

夜間における急病患者の医療を確保するため、高松市医師会と連携を図りながら、夜間急病診療所を設置し、応急的な診療や二次救急医療機関との連携強化に取り組めます。

◎ 附属医療施設(塩江分院)整備事業

塩江地区唯一の医療機関として地域医療を提供するため、みんなの病院との機能分化や連携強化を行い、外来や訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援を行う無床の診療所の整備に取り組めます。



患者の受入れ



附属医療施設の整備イメージ